

川西市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

川西市長 越田謙治郎

川西市規則第 16 号

川西市庁舎管理規則の一部を改正する規則

川西市庁舎管理規則（昭和43年川西市規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<p>(禁止行為) 第4条 (略)</p>	<p>(禁止行為) 第4条 (略) <u>2 何人も、庁舎においては、写真若しくは動画の撮影、録音又はこれらに類する行為（以下この条及び第6条において「撮影等」という。）を行ってはならない。ただし、当該撮影等をしようとする場所について庁舎取締事務を行う職員からあらかじめ許可を受けたときその他当該撮影等を許容されていることが明らかであるときについてはこの限りでない。</u> <u>3 市長は、前項本文の規定に違反して撮影等が行われたことを確認したとき</u></p>

<p>(<u>庁舎にはいること</u>の制限または禁止)</p> <p>第6条 市長は次の各号の一に当該する者に対しては、<u>庁舎に入る</u>ことを制限し、若しくは禁止し、または必要に応じて退去を命ずることができる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p><u>は、当該撮影等によって記録された写真、動画又は音声に係る記録物（電磁的記録を含む。）の廃棄又は消去を命ずることができる。</u></p> <p>(<u>庁舎に入る</u>ことの制限または禁止)</p> <p>第6条 市長は次の各号の一に当該する者に対しては、<u>庁舎に入る</u>ことを制限し、若しくは禁止し、または必要に応じて退去を命ずることができる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>第4条第2項の規定に違反して撮影等を行い、又は行おうとする者</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

付 則

この規則は、公布の日から施行する。